

自動販売機設置事業者公募

入札案内書

(令和8年7月開札分)



令和8年6月

杉並区総務部経理課財産管理係

目次

1. はじめに	1
2. 入札物件	1
3. 入札参加者の資格	1
4. 自動販売機の設置条件	1
5. 実績報告	3
6. 入札方法	3
7. 資格確認及び結果通知	5
8. 入札保証金	5
9. 開札	5
10. 入札の無効	6
11. 結果の通知及び公表	6
12. 賃貸借契約の締結	6
13. 特約条項の設定	6
14. 自動販売機の設置と稼働開始	7
15. その他	7

1. はじめに

杉並区（以下「区」という。）が行う自動販売機設置事業者公募のための一般競争入札（以下「本入札」という。）に参加する方は、次の各事項及び「杉並区競争入札参加者心得」をご承知のうえ、入札参加申込をしてください。

2. 入札物件 ※物件の詳細につきましては、「物件調書」にて必ずご確認願います。

自動販売機設置事業者公募（令和8年7月開札分） 入札物件一覧

物件番号	物件名	設置場所	所在地	設置機種・台数	販売品目・台数	賃貸借期間	売上実績 (令和7年度)		最低入札価格 (月額貸付料)
							本数	金額	
1	コミュニティふらっと本天沼	屋外	本天沼二丁目 12番10号	通常型 1台	ペットボトル・缶等 1台	令和8年8月1日から 令和11年3月31日まで	2,860 (※1)	¥415,720 (※1)	¥3,485
2	杉並区児童相談所	1階待合	阿佐谷南一丁目 14番8号	災害対応型 1台	ペットボトル・缶等 1台	令和8年10月1日から 令和11年3月31日まで	—	— (※2)	¥3,485 (※3)
3	荻窪地域区民センター	地下2階	荻窪二丁目34番 20号	災害対応型 1台	ペットボトル・缶等 1台	令和8年10月1日から 令和11年3月31日まで	—	—	¥3,485 (※3)(※4)

※1：提示している売り上げ実績は、当該施設1階部分に屋内設置していた際の実績となりますので、ご注意ください。

※2：新規設置箇所のため、売上実績を提示しません。

※3：物件番号2及び3については、建物の貸付けとなりますので、入札価格に消費税額を加えた額を貸付料とします。

※4：物件番号3については、令和7年度は休館期間のため売上実績を提示ませんが、令和5年～6年の売上実績を踏まえ最低入札価格を設定しています。

3. 入札参加者の資格

次のすべての要件を満たしている個人又は法人は、本入札に参加することができます。

- (1) 個人にあつては杉並区内で事業を営んでいる者。法人にあつては東京都内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (2) 自動販売機の設置業務（自ら管理及び運営するものに限る。）について、令和8年5月末日時点において、3年以上の実績を有していること。
- (3) 次のすべてに該当しない者であること。
 - ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
 - ②杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年1月17日杉並第53890号）の第2条に規定する暴力団及び暴力団員等
 - ③無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体及びその代表者、主幹者又はその他の構成員
 - ④公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又はその代表者、主幹者又はその他の構成員
 - ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者
 - ⑥杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱による指名停止を受けている者
 - ⑦杉並区の実施した一般競争入札による貸付けにおいて、落札者と決定されたにもかかわらず、入札した土地又は建物に係る賃貸借契約を締結しなかった者及び公園施設設置許可の申請をしなかった者で、当該入札の落札者と決定された日から2年を経過していない者

4. 自動販売機の設置条件

(1) 契約形態

物件番号1については土地賃貸借契約を、物件番号2及び3については建物賃貸借契約を締結します。いずれも契約の更新はありません。

(2) 貸付料

設置箇所が土地である場合は落札価格を、設置箇所が建物である場合は落札価格に消費税及び地方消費税率を乗じ1円未満を切り捨てた価格を、月額貸付料といたします。

(3) 販売品目

飲料自動販売機については、ビン・カン・ペットボトル・紙パック等の清涼飲料水及び乳飲料とし、酒類・タバコ・日用品を除きます。また、施設管理者との協議により販売品目を適宜変更できるようにしてください。

(4) 販売価格

標準販売価格以下に設定してください。なお、販売価格の変更について、管理責任者及び乙双方からの申し入れにより協議できるものとします。

(5) 設置費の負担等

自動販売機の設置・撤去、照明用電気計器（以下、「子メーター」という。）の設置、電源を確保するための電気工事（電源プラグ差し込み口がない場合など）並びに安全対策等は設置事業者が行い、これに要する費用はすべて落札者の負担とします。

また、電気工事を必要とするときは施設管理者の指示に従って行き、工事完了後は、その旨を直ちに当該施設管理者に報告し、検査を受けてください。

(6) 電気料金

原則として、以下の計算式により算出された電気料金についてお支払いいただきます。

支払方法・時期等につきましては、施設管理者の指示に従ってください。

賃貸借物件（又は 使用許可物件）の 電気料金	=	子メーターの直結する 親メーターによって 計算される電気料金	×	子メーターの表示する 電 気 消 費 量 ----- 子メーターの直結する 親メーターの表示する 電 気 消 費 量
------------------------------	---	--------------------------------------	---	---

(7) 設置機種及び台数

入札物件一覧（1ページ）の「設置機種・台数」欄を参照してください。

(8) 設置機器等の仕様

- ①日本工業規格（JIS規格）の据付基準、又は（社）全国清涼飲料連合会の自動販売機据付基準を遵守し、転倒防止策を講じてください。
- ②（社）日本自動販売システム機械工業会の自販機堅牢化基準の遵守や、硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変による偽造硬貨又は偽造紙幣の使用による犯罪防止対策など、設置場所に応じた防犯対策を講じてください。
- ③学習省エネ機能や部分冷却加温システム、ヒートポンプ機能、ピークカット機能、照明の自動点滅・減光機能などの省エネルギー機能を搭載し、ノンフロン冷媒を採用した機器等環境負荷の軽減に努めてください。

④500円硬貨及び新1,000円紙幣が使用できる機器を設置するよう努めてください。

⑤電子マネー決済端末など、自動販売機の利便性が向上する機器を設置するよう努めてください。

(9) 使用済み容器回収ボックスの併設

販売する飲料水等の容器を種類別に分別できるよう、販売種別に応じた使用済み容器回収ボックス（以下「回収ボックス」という。）を指定の箇所に設置してください。

なお、回収ボックスは、使用済み容器が溢れないよう十分な収容容積を有し、かつ、使用済み容器投入口等は、一般ゴミが入りにくい形状を有するものを設置してください。

(10) 景観保持

設置する自動販売機及び回収ボックスの配色及び意匠が、設置箇所の景観を損なわないよう配慮してください。

(11) 維持管理

①商品の補充及び金銭管理並びに自動販売機及びその周辺の清掃は、設置事業者自らが適切に行うこと。また、搬出入等の時間及び経路については、施設管理者の指示に従ってください。

②衛生管理及び感染症対策については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）や業界自主基準等の順守及び徹底を図ること。また、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続きを行ってください。

③回収ボックスから使用済み容器が溢れないよう、設置事業者自らが随時回収のうえ、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理してください。

④自動販売機での作業時間及び自動販売機への移動経路については、施設管理者の指示に従ってください。

⑤自動販売機の故障、問い合わせ、苦情等については、自動販売機に連絡先を明記し、設置事業者の責任において即時対応してください。

⑥上記「(5) 設置費の負担等」の子メーターを月に一度確認し、電気量を報告してください。

(12) 広告の掲示

①自動販売機に広告を掲示する場合は、自動販売機の管理及び販売品目に係るものとし、掲示前に施設管理者の許可を得てください。

②施設管理者から、区政情報等に係る広告の掲示について協議があった場合は、協議内容に協力するよう努めてください。

(13) 緊急災害時における飲料提供について

地震・風水害その他の災害時において、施設利用者（勤務者を含む。）又は地域住民等に提供する必要が生じた場合に自動販売機内の飲料を無償提供することについて、区と別途協定を締結していただきます（物件番号1を除く）。協定の内容は、別紙「緊急災害時における飲料提供に関する協定書（案）」をご確認ください。

5. 実績報告

設置事業者は、設置する自動販売機の月別の売上状況を売上報告書にまとめ、定期的にご提出いただきます。また、売上報告書は紙又は電子データで契約終了後5年間保存のうえ、区の求めに応じてご提出いただきます。

6. 入札方法

本入札への参加を希望する方は次のとおり必要書類を提出し、入札参加申込をしてください。なお、提

出いただいた書類は返還いたしませんので、あらかじめご了承ください。

(1) 必要書類

①一般競争入札参加申込書兼宣誓書

・裏面に宣誓事項が記載されるよう両面印刷してください。

②ア 法人の場合は、商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び印鑑証明書（ともに発行後3か月以内、原本）

イ 個人の場合は、住民票及び印鑑登録証明書（ともに発行後3か月以内、原本）

③都内に本社（本店）がない法人の場合は、事業開始等申告書提出済証明申請書

・都税事務所、都税支所で取得可能です。発行後3か月以内の原本を提出してください。

・ただし、令和8年5月末日時点で杉並区において、入札により自動販売機を設置している場合は不要です。

④設置する自動販売機及び回収ボックス並びに販売品目のカタログ

⑤令和8年5月末日時点で、自らが自動販売機の3年以上管理・運営していることがわかる物件の契約書の写し

・現在杉並区において、入札により自動販売機を設置している場合は不要です。

・契約書に社外秘事項が記載されている場合は、黒塗り・マスキング等により対応してください。

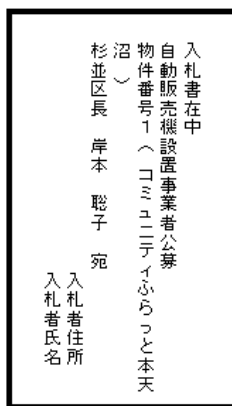
⑥委任状

・代理人が入札する場合のみ同封してください。

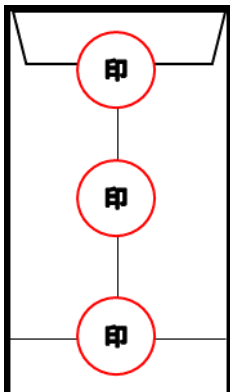
⑦入札書

・定型封筒をご用意の上、入札書を三つ折りにして封入してください。また、封筒には次のとおり、表面に件名、宛名、物件名、入札書中の文言及び入札者又は代理人の住所・氏名を記入し、裏面の綴じ代の3か所に実印又は代理人の印による封印を行ってください。

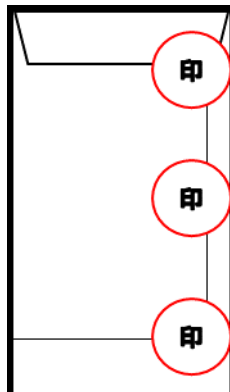
【表面】



【裏面】（綴じ代が中心にある封筒の場合）



（綴じ代が端にある封筒の場合）

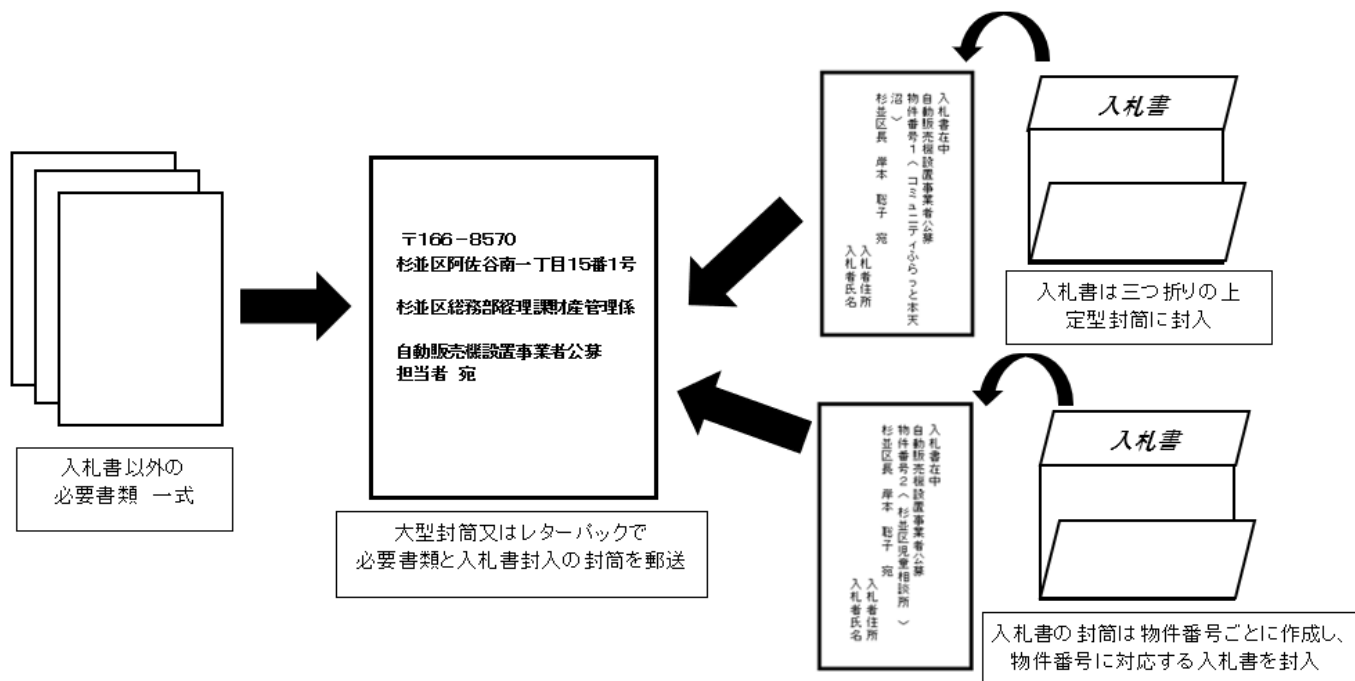


(2) 提出方法

下記宛先への郵送でのみ提出を受け付けます。

宛先：〒166-8570

杉並区阿佐谷南一丁目15番1号 杉並区役所 総務部経理課財産管理係
自動販売機設置事業者公募 担当者 宛



- ・ 区に到達した入札書は、事由の如何にかかわらず書き換え、引き換え又は撤回をする事ができませんので、ご注意ください。
- ・ 書類等を持参された場合や、宅配便（特定信書便を除く）で配送された場合は受理いたしませんので、あらかじめご承知をお願いします。
- ・ 入札書の封入漏れ、封入間違いにご留意ください。

(3) 締切日

令和8年7月3日（金）午後5時

- ・ 締切日当日午後5時を過ぎて到達したものは受理いたしません。
- ・ 当区の郵便物は原則として杉並郵便局に留め置かれ、翌日に庁舎内に配送されるため、締切日直前に郵送されますと、期限までに庁舎に到達しない場合がございますので、期日に余裕をもってご郵送願います。

7. 資格確認及び結果通知

入札書以外の必要書類を基に資格確認を行い、合格された方には電話または電子メールでその旨を通知し、資格確認に漏れた方には、書面にてその旨を通知の上、入札書が封入された封筒を未開封のまま返却いたします。

8. 入札保証金

入札保証金は免除とします。

9. 開札

(1) 日時：令和8年7月9日（木） 午前10時から

(2) 会場：杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区役所東棟5階 経理課入札室

- ・開札への参加は任意といたします。
- ・参加受付は午前9時45分から会場前で行います。
- ・開札会場への入室は、各社1名のみとさせていただきます。
- ・入札者及びその関係者が全員不参加の場合は、区が指定した者が開札に立ち会います。
- ・予定価格以上で最高価格の入札をした落札者を設置事業者と決定いたします。
- ・落札となるべき同価格で有効な入札書が二通以上あった場合は、直ちにその場でくじ引きを行い、落札者を決定いたします。入札者及びその関係者が開札会場にいない場合は、区が指定した者がくじを引きます。
- ・到達した入札書が一通の場合でも開札を執行いたします。当該入札書が有効な入札である場合は、その価格を落札価格といたします。
- ・公正な開札が執行できないと入札執行官が判断した場合は、開札を中止する場合がございます。

10. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (2) 入札書が指定の日時までに到達されていないもの
- (3) 入札書の金額表示を訂正したもの、又は金額を改ざんした入札
- (4) 予定価格に達していない入札
- (5) 入札書の記載が不明なもの（¥マークの記載漏れ等）又は入札書に記名若しくは押印がないもの
- (6) 同一物件の入札について2通以上の入札書を提出した者の入札で、その前後を判別できないもの
又は後発のもの
- (7) 他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をしたものに係る入札
- (8) 前各号のほか、入札に関する条件に著しく違反した入札

11. 結果の通知及び公表

開札した場合に落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を、落札者がいないときは、その旨を開札に立ち会った入札者に公表いたします。

また、開札日翌日以降、入札経過調書を杉並区役所公式ホームページに掲載し、結果を公表いたします。

12. 賃貸借契約の締結

落札者との賃貸借契約の締結は、次のとおり行います。

ア 指定の期日までに公有財産貸付申請書をご提出の上、賃貸借契約を締結いたします。なお、契約保証金は免除といたします。

イ 契約の内容につきましては、別紙「公有財産賃貸借契約書（案）」をご確認ください。

ウ 契約書の日付は、令和8年7月13日付けとなります。

エ 契約は、杉並区が落札者とともに契約書に記名押印した時に確定いたします。

オ 契約の締結に必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

入札に申し込まれる前に、必ず各物件の契約書の案をご確認ください。

13. 特約条項の設定

物件番号2及び3については、以下のとおり特約条項を賃貸借契約に設定しています。

(感染予防対応に関する特約条項)

第27条 甲(杉並区)が、感染予防及び感染拡大防止を目的として本物件の利用を停止し、臨時休業とする期間(以下「休業期間」という。)を設定した場合は、月額貸付料のうち休業期間の日数分の貸付料について免除(日割り計算(1円未満切り捨て)にて算定)する。

2 前項の免除規定は、休業期間中の通常休業日についても及ぶものとする。

3 臨時休業が飲料用自動販売機の稼働に特段の支障をきたさないと認められるときは、第1項に基づく貸付料の免除を行わないこととする。

4 乙(設置事業者)が第1項に基づく免除相当分の貸付料について甲に支払い済みの場合は、甲は乙の請求を受けて利息を付けずにこれを還付するものとする。この場合において乙は、甲が指定する期日までに書面にて還付請求をしなければならない。

5 休業期間中の電気料金については減免しないこととする。

6 乙は、休業期間の設定によって生じた損失につきその補償を甲に求めないこととする。

7 甲は、休業期間を設定した場合は、乙にすみやかに通知しなければならない。

14. 自動販売機の設置と稼働開始

設置許可日以降に自動販売機を設置のうえ稼働してください。なお、自動販売機設置作業の日時、販売品目、設置後の維持管理作業の流れ等については、施設管理者と協議のうえ決定してください。

15. その他

この説明書に定めのない事項については、区の規定又は決定するところによって処理をします。



【入札に関する問い合わせ先】

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
杉並区役所東棟5階 総務部経理課財産管理係
電話：03-5307-0779（直通）

メールアドレス：zaisan-tanto@city.suginami.lg.jp

※設置箇所に関する問い合わせは、各施設管理課にお問い合わせください。

（問い合わせ先は、別紙「物件調書」をご参照ください。）